



大阪880万人訓練
エリアメール・緊急速報メール
9月5日(月)

「大阪880万人訓練」は、府から府内全域と市から市内全域を対象に、エリアメール・緊急速報メールを発信します。防災・減災を考えた一人ひとりが身を守る行動をとるための訓練です。

実施時間

- ①大阪府 午前11時3分ごろ(大津波警報発表時)
②交野市 午前11時15分ごろ(火災拡大通報)

問い合わせ

①府民お問合せセンター (TEL 06・6910・8001)
②地域安心課 (TEL 892・0121)
※携帯電話の対応機種については、各携帯電話会社にお問い合わせください。
※スマートフォンでも着信音が鳴りますので、ご注意ください。

同居・近居促進事業補助金

問い合わせ 都市計画課 (TEL 892・0121)

市内に住む親世帯との同居・近居を目的とした、子世帯の住宅購入や改修、および引越し費用に対する支援を行っています。

交付額

上限20万円(先着順)
※ただし、総額が20万円未満となる場合は、住宅の購入や改修・引越し費用を合わせた額が上限額となります。

対象

- ①申請日時時点で、親世帯が市内に5年以上同居している
②申請日時時点で、親世帯との同居や近居を目的とした住宅の購入や住宅の改修を行っている



- ③子世帯が市内に転入する前までに1年以上市外に居住し、中学生以下の子どもがいる
④子世帯もしくは親世帯が市内に所有するもので、子世帯が居住するためにいずれかの名義で、所有権保存登記または所有権移転登記をしている
⑤住宅の購入や改修が、平成28年4月1日以降の契約である
⑥建築基準法やその他の法令に基づき、適正に建築された住宅である

パブリックコメントを実施します

問い合わせ 高齢介護課 (TEL 893・6400)

市は、29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始します。

今回、この事業の概要(案)を公表し、市民のみなさんからの意見を募集します。

「交野市介護予防・日常生活支援総合事業」

市が実施主体となっており、さまざまな主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援などを、可能とすることを目的とします。
意見の提出期限 8月15日

(月)まで
案の閲覧場所

- ▽市ホームページ
▽市役所本館2階 情報公開コーナー
▽ゆうゆうセンター1階 高齢介護課

意見を提出できる人

- ▽市内に住所を有する人
▽市内に事業所(事務所)がある人
▽市内にある事業所(事務所)に勤務する人
▽市内にある学校に在籍する人
▽市税の納税義務がある人や法人・団体

意見の提出方法

意見書(様式自由)に住所・名前(団体名)を記入し、8月15日(月)〈消印有効〉までに、持参・郵送(〒576-10034 天野が原町5-15-1)、eメール(ke.go@city.katano.osaka.jp)、ファクス(895・6006)で、高齢介護課へ提出された意見の全部か一部を公開することがあります。また、個別の回答はしません。

給付金の受け付けが始まります

問い合わせ 臨時福祉給付金推進室 (TEL 0570・021・192)

臨時福祉給付金

26年度からの消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対し暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」が支給されます。

基準日

平成28年1月1日時点、交野市に住民票がある人

対象者

28年度分市民税(均等割)が非課税の人
※ただし、課税されている人の扶養親族の人や、生活保護制度の被保護者となっていない場合などは、対象になりません。

支給額 1人につき3千円

(1回限り)

申請期間

9月1日(木)～29年2月28日(火)

※支給対象者と思われる人は、8月下旬から順次、制度の案内や申請書などを送付します。

障害・遺族年金受給者向け給付金

国が取り組む「一億総活躍社会」の実現に向けて、賃金引き上げの恩恵が及ぶにくい低年金受給者への支援を行うために、「障害・遺族年金受給者向け給付金」が支給されます。

基準日

平成28年1月1日時点、交野市に住民票がある人

対象者

28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、28年5月分の障害基礎年金または、遺族基礎年金などを受給している人

※ただし、5～8月に実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を受給した人を除きます。

支給額

1人につき3万円(1回限り)

申請期間

9月1日(木)～29年2月28日(火)

※申請期間を過ぎると、支給されません。

※支給対象者と思われる人には、8月下旬から順次、制度の案内や申請書などを送付します。

給付金の詐欺にご注意!

給付金を装った、振り込み詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

自宅や職場などに市や厚生労働省などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市役所か交野警察署にご連絡ください。

▽市や厚生労働省が、ATMの操作をお願いすることや、給付のために手数料などの振り込みを求められることは、絶対にありません。

▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。

▽厚生労働省が住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

問い合わせ 交野警察署(TEL 891・1234)か、警察相談専用電話(＃9110)

消費者相談

～スマートフォンの契約書面は、しっかり確認しましょう～

問い合わせ 消費生活センター(ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)

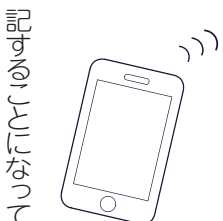
先日、スマートフォンを契約しました

が、有料オプションの解約方法と連絡先が分からなくなり、困っています。

A まずは、契約書面を確認してみましょう。

法律が改正されたことで、電気通信サービスの契約成立後、電気通信事業者は消費者に対して、契約書面を交付することが義務づけられました。

契約書面には、キャッシュバック、オプションも記載する必要があります。オプションは料金や解約時の連絡先も明



助言

契約書面は原則、紙媒体で交付されますが、消費者の同意があれば、電子メールやウェブサイトの交付でも良いとされています。
「環境に良いから」とこれらの方法を勧める業者もいますが、機器の故障やデータの紛失、暗証番号を忘れた場合などを想定して、当センターでは紙で受け取ることをお勧めします。

また、「初期契約解除制度」とその代替措置の「確認措置」が導入されました。いずれも原則、契約書面の交付日を含めて8日間の申し出で、消費者が契約解除できる制度です。

初期契約解除、確認措置の対象となるサービスは、契約書面に記載があります。詳細は、当センターまでご相談ください。





児童扶養手当・特別児童扶養手当

問い合わせ 子育て支援課
(TEL 893・6406)

または父母に代わって児童を養育(同居・監護・生計維持)している人に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいのある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が引き続き、1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童

■児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

現在、受給している人(支給停止者含む)には、郵送でお知らせしているとおり、期間内に必ず届け出をしてください。

届け出期間

▽児童扶養手当⇨8月1日(月)～31日(水)まで

▽特別児童扶養手当⇨8月12日(金)～9月11日(日)まで
※いずれも基本的に、土・日曜日、祝日を除く

■児童扶養手当

次の①～⑦のいずれかに該当する児童を養育する父母、

が改正されます

- ① 8月1日から「児童扶養手当」の加算額が変わります
- ▽第2子⇨月額5千円⇩最大で月額1万円
- ▽第3子以降⇨月額3千円⇩最大で月額6千円
- ② 29年4月から物価スライド制を加算額にも導入します
- ▽物価スライド制⇨児童扶養手当の加算額が、物価の上下に合わせて変わる

■特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に指定される障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)が、父母に代わって児童を養育(同居・監護・生計維持)する人が受給できます。 ※障がいの程度・住所・名前などに変更があった場合は、届け出をしてください。

■受給についての条件

児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、公的年金給付との調整や所得制限などの条件があります。

■8月期の定時払い

児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、8月10日(水)です。

第1回〈全4回〉

こころの病

十人十色

こころの病の1つである「統合失調症」は、約100人に1人弱の割合で、誰もがかかる可能性のある病気です。その多くは、10代～30代ぐらいに発病します。

この病気は、幻聴があるなどの特有な症状があり、脳の働きの微妙な異常が原因と考えられています。それだけに、早く気付いて正確な診断を受け、きちんと薬を飲むことが何よりも大切です。

◆発病の経過例◆

Aさんは、25歳の時に職場のストレスが重なり、同僚からの評価が気になつて、常に見られているように思い始めました。

そして、「監視カメラ、盗聴器が部屋に取り付けられている」と、部屋の家具などを捨てるようになりまし。Aさんの様子を心配した両親は、広報紙で知った保健所の

精神保健相談を利用し、相談した結果、精神科診療所への通院が始まりました。

Aさんは、定期的な受診・服薬をきちんとすることで、少しずつ監視カメラが気にならなくなり、落ち着いていきました。

家族は、本人の激しい変化についていけず動揺しがちですが、幻覚や妄想を否定せず、「それはしんどいね」と共感することが大切です。病気は家族のせいでも、育て方のせいでもありません。本人の言動に動揺したり、混乱したりすることも多いと思いますが、大切なのは「家族は味方」という安心感を与えてあげることです。

◆こころの病相談 四條畷保健所精神チーム(TEL 878・1021)

◆問い合わせ 障がい福祉課(TEL 893・6400)